4/28 朝刊

サンフランシスコ条約・日米安保条約発効70年

問われる主権と領土

日本が形式的に主権を回復したサンフランシスコ平和条約と、日米安保条約の発効から28日で70年を迎えます。サンフランシスコ条約により、沖縄、奄美、小笠原が日本から切り離されて米軍の全面支配下に置かれ、千島列島を旧ソ連に奪われたまま平和条約にたち、世界に例のない対米従属の道を歩むことになりました。日本の主権と領土があらためて問われています。（竹下岳）

闇の交渉で押しつけ

ダレス米大統領特別顧問（右から4人目）の米高官・議員に見守られながら、1人で「日米安保条約に署名する吉田茂首相＝1951年9月8日、米カリフォルニア州サンフランシスコ（米国立公文書館所蔵）

1945年8月、日本は終戦を受け入れ、連合国による占領統治が始まりました。

翌46年11月に公布された日本国憲法は、戦争の放棄と戦力の不保持を定めた9条を掲げ、国民主権と基本的人権の尊重を打ち出しました。

しかし、米ソ冷戦の激化に伴い、米国は日本を「反共の防波堤」と位置づけ、講和と安保の問題を一体で処理しようとします。

米国の狙いは、日本を自由主義陣営に組み込み、米軍が日本を自由に使い続けることでした。

米国は、日本の再軍備を求めましたが、吉田茂首相は経済復興を優先し、軍事力の増強には慎重でした。

吉田は、米国の要求をかわすため、米軍の駐留を認める安保条約を結ぶ一方、憲法9条を盾に再軍備を拒む道を選びました。

1951年9月8日、48カ国の署名により平和条約が調印されます。

同じ日に日米安保条約も結ばれました。

条約の本質は、日本の主権回復を歓迎し、部隊の撤退を促すよりも、基地の自由使用を確保することにありました。

実際、条約の実質的内容は、米軍の駐留を認めた安保条約の方でした。

安保条約の全文は、日本の国内外を問わず米軍が望むところでも自由に出撃する「権利」を米軍に保障することにあります。

米軍は、「アメリカ合衆国の陸軍、空軍及び海軍を日本国内及びその附近に配備する権利を、日本国は、許与する」と規定しています。許可なく米軍の駐留が始まる内容です。

安保条約は50年と10年ごとに改定されましたが、「全土基地方式」はそのまま維持。さらに、日米地位協定が米軍の特権を広く認めました。

米軍基地の圧倒的な集中は、日米安保条約と地位協定の下で、日本の主権が大きく制限されていることを示しています。

日本の防衛とは無縁

安保条約の全文は、日本の主権回復を歓迎し、部隊の撤退を促すよりも、基地の自由使用を確保することにありました。

実際、条約の実質的内容は、米軍の駐留を認めた安保条約の方でした。

安保条約は50年と10年ごとに改定されましたが、「全土基地方式」はそのまま維持。さらに、日米地位協定が米軍の特権を広く認めました。

米軍基地の圧倒的な集中は、日米安保条約と地位協定の下で、日本の主権が大きく制限されていることを示しています。

「植民地化するもの」

「原子力の平和利用」を掲げた米国の「核の傘」の下で、日本の原子力開発は進められました。

1954年3月、米国の水爆実験で、静岡県の漁船「第五福竜丸」が被ばくしました。

翌55年、米政府は50年9月までに、日本との二国間協定で「原子力平和協定」を結ぶ意向を表明しました。

しかし、安保条約は「必要な限り、（日本の）いかなる場所でも米軍を維持する」＝いわゆる"全土基地方式"を維持」と明記。これが、日本が世界でも類を見ない米軍基地国家になる原点です。

米軍基地の圧倒的な集中は、日本の主権が大きく制限されていることを示しています。

沖縄県民「屈辱の日」

サンフランシスコ条約は、沖縄、奄美、小笠原諸島を、米国を「唯一の施政権者とする信託統治制度」の下におき、米国は「行政、立法及び司法権の全部及び一部を行使する権利を有する」ことを認めました。

米軍は沖縄を米極東戦略の要とし、核兵器を配備するなど、「銃剣とブルドーザー」による土地収用を進め、広大な軍事基地を築きました。

1965年以降、戦略爆撃機B52が嘉手納基地に配備され、ベトナム戦争への出撃拠点となり、激しい爆撃による事件・事故も頻発しました。

また、米兵による殺人、交通事故、性犯罪といった沖縄県民への犯罪も絶えません。

沖縄県民は、米軍基地の重圧に苦しめられてきました。

こうした状況を打破するため、県民は「祖国復帰」を掲げ、運動を展開しました。

1960年に結成された「沖縄県祖国復帰協議会」には、全ての県民が参加しました。

72年5月15日、沖縄の本土復帰が実現しましたが、しかし、基地負担の重さが変わらず、県民は「屈辱の日」と感じました。

2022年の今年、県民の願いを実現する政治への転換が求められています。

道理ある領土交渉を

サンフランシスコ条約はまた、日露戦争でロシアから奪い返した樺太の一部と千島列島の放棄を定めました。

1945年8月、ソ連のスターリン政権が第二次世界大戦の「部分的な清算」を口実に、突如、日ソ中立条約を破って侵攻。

米・英・中国が発表した43年の「カイロ宣言」は、戦後の領土不拡大を宣言し、ポツダム宣言もこうした立場を引き継いでいました。ソ連の行為は、国際法違反の侵略でした。

ソ連は、米英と結んだヤルタ協定（1945年2月）で「千島列島」が明記されているとも主張しましたが、たたかってもいません。

1956年の日ソ共同宣言は、戦争状態の終了と国交回復を定めましたが、平和条約締結後に歯舞群島と色丹島を引き渡すとしただけで、国後、択捉の帰属は先送りされました。

ソ連の後継国家ロシアは、歯舞、色丹の引き渡しにも応じず、逆に、日本は千島列島の一部を放棄したとの立場をとっています。

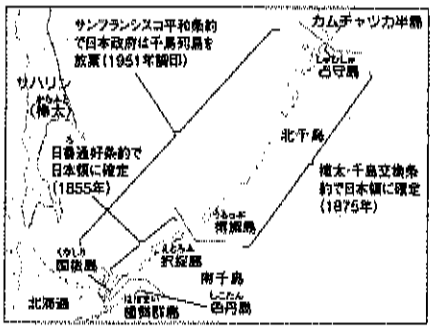

ロシアは、「第二次世界大戦の結果、南クリル（千島）諸島はロシアの領土になった」との立場をとります。

日本政府は、「4島は、ポツダム宣言、サンフランシスコ平和条約で日本が放棄した千島列島には含まれない」との立場です。

ロシアが「4島は第二次世界大戦の結果、ロシア領になった」との立場をとる以上、4島返還を求めるだけでは、交渉は前に進みません。

ロシアとの領土交渉は、歴史的経緯や国際法に基づき、道理ある解決を目指すことが求められます。